

野田市建築基準法施行細則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第51号

野田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

野田市建築基準法施行細則（平成5年野田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建築主事」の次に「若しくは建築副主事（以下「市長等」という。）」を加える。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条の見出し中「公告」を「公示」に改め、同条中「公告は」を「公示は、」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第2号に掲げる建築物（木造の建築物に限り、地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの及び高さが16メートルを超えるものを除く。）及び同項第3号」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条第1項及び第2項中「市長又は建築主事」を「市長等」に改め、同条を第8条とする。

第11条第1項及び第3項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同条を第9条とする。

第12条中「第18条第1項」を「第16条第1項」に、「市長又は建築主事」を「市長等」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「工事」の次に「又は仮使用」を加え、「市長又は建築主事」を「市長等」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とする。

第15条の見出し中「建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項中「建築設備」を「特定建築設備等」に、「次に掲げるもの」を「小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除き、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いものに限る。）」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項中「応

答」を「応当」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第1項各号に掲げる建築設備」を「第1項の規定により指定する特定建築設備等」に、「建築設備（変更・廃止・休止・再開）届」を「特定建築設備等（変更・廃止・休止・再開）届」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第13条とし、第15条の2を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条を削り、第18条を第16条とし、第19条から第21条までを2条ずつ繰り上げる。

第22条第1項中「第11条の4第3項の規定による」を「第11条の3第1項に規定する」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「第6条」を「第5条」に、「第13条」を「第11条」に、「第16条」を「第15条」に、「第20条」を「第18条」に改め、同条を第21条とし、第24条を第22条とする。

別表中「第6条第1項」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。